主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人博田東平の上告趣意のうち、憲法三一条、三三条違反をいう点は、実質は 単なる法令違反の主張に帰し、判例違反をいうものと解される点は、判例の具体的 摘示を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条 の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四八年三月八日

## 最高裁判所第一小法廷

Ξ		武	田	下	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	F	岸	裁判官